

## 東京国際空港における禁止行為の追加について

### — ドローン等の持ち込み及び飛行禁止 —

標記について、ドローンの空港周辺等の飛行による空港の閉鎖事案や航空機の運航に関する安全性の確保及び空港における更なる保安体制の確保の観点から、下記のとおり禁止行為を追加すること致しました。

航空旅客及び空港の利用者におかれましては、係る措置にご理解を頂くとともにご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### ○開始時期

令和元年9月1日から

#### ○禁止事項

- ① 航空法に定める無人航空機及び200g未満の小型無人機の飛行  
(所要の法令許可及び空港事務所長の同意を得た場合を除く)
- ② 使用方法により他者に危害を加え又は混乱を招くおそれのある物件の正当な理由のない持ち込み (例：ドローン、刃物、金属バット、木刀など)

#### ○参考

- ・東京国際空港供用規程の掲載サイトURL  
[https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/conditions/post\\_83.html](https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/conditions/post_83.html)
- ・東京国際空港及び周辺においては、「平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成27年法律第34号）」により、大会期間中及びその前後の日が小型無人機の飛行禁止区域となりますのでご注意ください。

以上